

産業廃棄物収集運搬業許可証

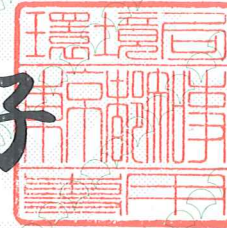
住所 長野県長野市稲里一丁目5番地3

氏名 ミヤマ株式会社
代表取締役 南 克明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 3月27日

許可の有効年月日 平成36年 3月26日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む)

(以上10種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む)

(以上10種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

(1) 東京都大田区東糞谷六丁目3番1号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時30分から17時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 容器で保管する場合には、保管場所での移し替えはせず、容器に入った状態で搬出入しなければならない。

(4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(5) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 3月 27日 新規許可

平成 29年 3月 27日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



東京都

2 積替え保管施設

(1) 東京都大田区東糀谷六丁目3番1号

積替え保管面積：152.52m² 最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保管容量	
	容器	直置き
燃え殻	2.00 m ³	
汚泥	16.0 m ³	
廃油	5.95 m ³	
廃酸	8.00 m ³	
廃アルカリ	8.00 m ³	
廃プラスチック類	直置き	2.42 m ³
	容器	4.00 m ³
木くず	直置き	2.42 m ³
	容器	2.00 m ³
金属くず	直置き	2.42 m ³
	容器	4.00 m ³
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	直置き	2.42 m ³
	容器	2.00 m ³
がれき類	4.00 m ³	
石綿含有産業廃棄物	2.90 m ³	
混合産業廃棄物(廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類)	直置き	12.1 m ³
合計保管量		80.63 m ³

優良認定基準対応版

保管容器
フレコンバック
鉄箱
ドラム缶
ポリ容器
一斗缶

(以下余白)